

## 「会社登録チームの登録内容（名称）に関する内規」

加盟地方団体に加盟した会社登録チームが本連盟登録規程第33条第1項の規定に基づき、新規登録申請書（加盟）によって加盟登録する登録内容のうち、チーム名称については次のとおりとする。

1、会社登録チームの登録名称は以下のとおりとする。

(1) チームを設立した公共団体、会社等の法人の名称

※株式会社、相互会社等は含まない。

(2) チームを設立した公共団体、会社等の法人の普通の総称

(3) (1)又は(2)に所在地名名称等を加えたもの

2、会社登録チームは、登録名称とは別にチームの愛称を登録することができる。

(1)チームの愛称は簡潔なものとする。

※原則として14文字以内とする。(アルファベットは、2文字を1文字とする。)

(2)商品名等をチームの愛称とすることはできない。

(3)チームの愛称の登録については、本連盟登録規程第34条第1項及び第40条第1項の規定に準ずる。

## 附 則

この規程は、公益財団法人日本野球連盟の設立の登記の日（2013年3月1日）から施行する。